

報 告 第 2 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

和 解 に つ い て

写

処 分 書

専 決 第 1 4 号

和 解 に つ い て

公用車の交通事故について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成24年10月10日

新居浜市長 佐々木 龍

1 和解の相手方 （省 略）

2 事故の概要

平成24年8月10日午後1時10分頃、主要地方道新居浜角野線と市道市役所南
通り線との交差点（一宮町一丁目4番8号地先路上）において、右折し、南進しよう
とした公用車と南進してきた相手方の軽自動車とが衝突し、双方の車両が損傷した。

3 和解の内容

- （1）新居浜市は、相手方に対し、損害賠償債務が無いものとして、支払義務を負わな
い。
- （2）相手方は、新居浜市に対し、公用車を損傷させたことに係る損害賠償債務として、
金12万4,000円の支払義務があることを認める。

(3) 新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前2号に掲げる事項以外には、一切の債権債務のないことを相互に確認する。